

## 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について

### 1 規制地域

砺波市の区域のうち、平成 24 年 4 月 1 日において都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定による都市計画に定められている同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

### 2 規制基準

#### (1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規制基準	
	工業専用地域	その他の用途地域
アンモニア	2ppm	1ppm
メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
イソブタノール	4ppm	0.9ppm
酢酸エチル	7ppm	3ppm
メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
トルエン	30ppm	10ppm
スチレン	0.8ppm	0.4ppm
キシレン	2ppm	1ppm
プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm
備考	この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。	